

船児準第447号

令和7年1月14日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子 様

船橋市長 松戸 徹



児童福祉法第59条の4第1項に基づく政令で定める市の指定について（要請）

平素より船橋市政にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

船橋市では、こどもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代社会において子育て家庭に寄り添い支えるため、令和8年7月の児童相談所開設を目指し、準備を進めているところです。

また、千葉県とは、本市児童相談所の設置に向けた検討を行う場として「縣市児童相談所設置検討会議」を設置し、人員体制及び職員の確保・育成のほか、現行管轄児童相談所からのケース移管及び本市児童相談所立ち上げ時の支援等について協議を重ねているところです。

つきましては、児童福祉法第59条の4第1項に基づく政令で定める市の指定について、関係資料を添えて要請しますので、格別のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

船橋市児童相談所設置に向けた計画書